

議案第1号

大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例案

大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

「副首都推進局

第1条中「市政改革室」を 市政改革室 に改める。

ICT戦略室」

第2条中市政改革室の項の前に次のように加える。

副首都推進局

- (1) 副首都化（大都市制度を含む。）に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項

第2条中市政改革室の項の次に次のように加える。

ICT戦略室

- (1) ICT戦略に係る企画及び立案並びに推進に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

副首都化（大都市制度を含む。）に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項を所管する副首都推進局及びICT戦略に係る企画及び立案並びに推進に関する事項を所管するICT戦略室を市長直轄の直近下位の内部組織として新設するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市市長直轄組織設置条例（抄）

(目 的)

第1条 市長の強力なリーダーシップの下に、市長の権限に属する事務を迅速に遂行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長直轄組織として次に掲げる組織を置く。

副首都推進局

市政改革室

I C T戦略室

省 略

(事務分掌)

第2条 前条に掲げる組織の分掌する事務は、次のとおりとする。

副首都推進局

(1) **副首都化（大都市制度を含む。）に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項**

市政改革室

(1) - (4) 省 略

I C T戦略室

(1) **I C T戦略に係る企画及び立案並びに推進に関する事項**

省 略